

◎銃砲刀剣類所持等取締法及び火薬類取締法の一部を改正する法律案新旧対照表

一 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案

現 行

第三条の九 何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、けん銃実包を譲り渡してはならない。

一 第三条の三第一項第三号に掲げる場合に該当してけん銃実包を所持する者が、その職務のため、同号から同項第八号まで若しくは同項第十号に掲げる場合に該当して当該けん銃実包を所持することができる者又は火薬類取締法第十七条第一項の許可を受け若しくは同項各号（第三号を除く。）に掲げる場合に該当して当該けん銃実包を譲り受けることができる者（以下「火薬類譲受け許可者等」という。）に当該けん銃実包を譲り渡す場合

二・三 略

（許可の申請）

第四条の二 略

2 前条の規定による許可を受けようとする者のうち、同条第一項第一号の規定による猟銃又は空氣銃の所持の許可を受けようとするものその他内閣府令で定めるものは、内閣府令で定める場合を除き、前項の許可申請書に、第五条第一項第二号から第四号までのいずれにも該当しない旨の住所地又は法人の事業場の所在地を管轄する都道府

第三条の九 何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、けん銃実包を譲り渡してはならない。

一 第三条の三第一項第三号に掲げる場合に該当してけん銃実包を所持する者が、その職務のため、同号から同項第八号まで若しくは同項第十号に掲げる場合に該当して当該けん銃実包を所持することができる者又は火薬類取締法第十七条第一項の許可を受け若しくは同項各号（第四号を除く。）に掲げる場合に該当して当該けん銃実包を譲り受けることができる者（以下「火薬類譲受け許可者等」という。）に当該けん銃実包を譲り渡す場合

二・三 略

（許可の申請）

第四条の二 略

県公安委員会が指定する医師の診断書を添付しなければならない。

3| 前項に定めるもののほか、第一項の許可申請書には、内閣府令で定める書類を添付しなければならない。

(調査等)

第四条の二の二 都道府県公安委員会は、第四条の規定による許可の申請があつた場合において必要があると認めるときは、警察職員に、許可の申請をした者との面接、同居の親族その他の者に対する質問その他適当な方法により、必要な事項について調査させることができる。

2 都道府県公安委員会は、第四条の規定による許可の申請があつた場合において必要があると認めるときは、官庁、公共団体その他の者に照会し、又は協力を求めることができる。

(許可の基準)

第五条 都道府県公安委員会は、第四条の規定による許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合又は許可申請書若しくはその添付書類中に重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けている場合においては、許可をしてはならない。

一〇六 略

七 第十一条第一項第一号若しくは第三号、第三項、第四項又は第六項の規定による許可の取消処分に係る聴聞の期日及び場所が

2|

前項の許可申請書には、内閣府令で定める書類を添付しなければならない。

(許可の基準)

第五条 都道府県公安委員会は、第四条の規定による許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合又は許可申請書若しくはその添付書類中に重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けている場合においては、許可をしてはならない。

一〇六 略

七 第十一条第一項第一号若しくは第三号、第三項又は第四項の規

公示された日から当該処分をする日又は当該処分をしないことを決定するまでの間に当該処分に係る銃砲又は刀剣類を譲り渡し、その他自己の意思に基づいて所持しないこととなつた者（銃砲又は刀剣類を所持しないこととなつたことについて相当な理由がある者を除く。）で当該所持しないこととなつた日から起算して五年を経過していないもの

## 八〇十一 略

### 2 5 4 略

（獣銃及び空氣銃の許可の基準の特例）

## 第五条の二 略

2 都道府県公安委員会は、第四条第一項第一号の規定による獣銃の所持の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合には、許可をしてはならない。

### 一 略

二 人の生命又は身体を害する罪その他の凶悪な罪（死刑又は無期若しくは長期三年以上の懲役若しくは禁錮に当たるものに限る。）で政令で定めるもの（当該罪のうち政令で定めるものにあつては、銃砲、刀剣類、第二十一条の三第一項に規定する準空気銃又は第二十二条に規定する刃物（第二十四条の二において「銃砲刀剣類等」という。）を使用する場合に限る。）に当たる違法な行為をした日から起算して十年を経過していない者

### 3 5 5 略

定による許可の取消処分に係る聴聞の期日及び場所が公示された日から当該処分をする日又は当該処分をしないことを決定するまでの間に当該処分に係る銃砲又は刀剣類を譲り渡し、その自己の意思に基づいて所持しないこととなつた者（銃砲又は刀剣類を所持しないこととなつたことについて相当な理由がある者を除く。）で当該所持しないこととなつた日から起算して五年を経過していないもの

## 八〇十一 略

### 2 5 4 略

（獣銃及び空氣銃の許可の基準の特例）

## 第五条の二 略

2 都道府県公安委員会は、第四条第一項第一号の規定による獣銃の所持の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合には、許可をしてはならない。

### 一 略

二 獣銃、刀剣類、第二十一条の三第一項に規定する準空気銃又は第二十二条に規定する刃物（第二十四条の二において「銃砲刀剣類等」という。）を使用して、人の生命又は身体を害する罪その他の凶悪な罪（死刑又は無期若しくは長期三年以上の懲役若しくは禁錮に当たるものに限る。）で政令で定めるものに当たる違法な行為をした日から起算して十年を経過していない者

ものとする。	3	2	第六条 略	(国際競技に参加する外国人に対する許可の特例)	3	2	第五条の四 略	(技能検定)	野若しくは乱暴な言動又は他人に対し迷惑を及ぼす行為を繰り返し	は空気銃の所持の許可を受けようとする者が他人に対する著しく粗	6 都道府県公安委員会は、第四条第一項第一号の規定による罰銃又
事業場の所在地」とあるのは、「出入国港の所在地」と読み替える	3	2	第四条の二 （第二項を除く。）	（国際競技に参加する外国人に対する許可の特例）	3	2	第四条の二 （国際競技に参加する外国人に対する許可の特例）	（技能検定）	近の住民が著しく不安を覚えることとなる等付近の住民の生活の平	行う等その素行が不良であり、かつ、当該許可をすることによつて付	野若しくは乱暴な言動又は他人に対し迷惑を及ぼす行為を繰り返し
て準用する。この場合において、同条第一項中「住所地又は法人の事業場の所在地」とあるのは、「出入国港の所在地」と読み替えるものとする。	3	2	第六条 略	（国際競技に参加する外国人に対する許可の特例）	3	2	第四条の二 （国際競技に参加する外国人に対する許可の特例）	（技能検定）	穏が害されるおそれがあると認めるとときは、許可をしないことができ	野若しくは乱暴な言動又は他人に対し迷惑を及ぼす行為を繰り返し	は空気銃の所持の許可を受けようとする者が他人に対する著しく粗
るものとする。	3	2	第六条 略	（国際競技に参加する外国人に対する許可の特例）	3	2	第四条の二 （国際競技に参加する外国人に対する許可の特例）	（技能検定）	近の住民が著しく不安を覚えることとなる等付近の住民の生活の平	行う等その素行が不良であり、かつ、当該許可をすることによつて付	野若しくは乱暴な言動又は他人に対し迷惑を及ぼす行為を繰り返し

あるのは、「出入国港の所在地」と読み替えるものとする。	3	2	第六条 略	(国際競技に参加する外国人に対する許可の特例)	3	2	第五条の四 略	(技能検定)	穏が害されるおそれがあると認めるとときは、許可をしないことができ	野若しくは乱暴な言動又は他人に対する著しく粗	6 都道府県公安委員会は、第四条第一項第一号の規定による罰銃又
合において、同条第一項中「住所地又は法人の事業場の所在地」と	3	2	第四条の二 （国際競技に参加する外国人に対する許可の特例）	（国際競技に参加する外国人に対する許可の特例）	3	2	第四条の二 （国際競技に参加する外国人に対する許可の特例）	（技能検定）	近の住民が著しく不安を覚えることとなる等付近の住民の生活の平	行う等その素行が不良であり、かつ、当該許可をすることによつて付	野若しくは乱暴な言動又は他人に対する著しく粗
て準用する。この場合において、同条第一項中「住所地又は法人の事業場の所在地」とあるのは、「出入国港の所在地」と読み替える	3	2	第六条 略	（国際競技に参加する外国人に対する許可の特例）	3	2	第四条の二 （国際競技に参加する外国人に対する許可の特例）	（技能検定）	穏が害されるおそれがあると認めるとときは、許可をしないことができ	野若しくは乱暴な言動又は他人に対する著しく粗	6 都道府県公安委員会は、第四条第一項第一号の規定による罰銃又
ものとする。	3	2	第六条 略	（国際競技に参加する外国人に対する許可の特例）	3	2	第四条の二 （国際競技に参加する外国人に対する許可の特例）	（技能検定）	近の住民が著しく不安を覚えることとなる等付近の住民の生活の平	行う等その素行が不良であり、かつ、当該許可をすることによつて付	野若しくは乱暴な言動又は他人に対する著しく粗

四 条 の 二 の 規 定 は 同 項 の 認 定 の 申 請 に つ い て 、 第 五 条 の 三 第 三	3	2	第九 条 的 十 略	5	（ 射 擊 練 習 ）	4	2	第九 条 的 五 略	4	（ 射 擊 教 習 ）	3	2	第七 条 的 三 略	（ 氣 統 又 は 空 氣 統 の 許 可 の 更 新 ）

する者について、第四条の二の規定は同項の規定による許可の更新を受けようと  
する者の申請について準用する。

規定する者に該当する疑いがあると認めるとときについて準用する。

規定する者は第二項の認定を受けようとする者について、

第四条の二の規定は同項の認定の申請について、第五条の三第三項及び第八項  
三項の規定は教習資格認定証について、第十一条第七項ただし書に  
の規定は第二項の認定を受けた者が第五条の四第一項ただし書に

第四 条 の 二 及 び 第 九 条 的 五 第 三 項 の 規 定 は 前 項 の 認 定 に つ い て 、	3	2	第九 条 的 十 略	5	（ 射 擊 練 習 ）	4	2	第九 条 的 五 略	4	（ 射 擊 教 習 ）	3	2	第七 条 的 三 略	（ 氣 統 又 は 空 氣 統 の 許 可 の 更 新 ）

する者について準用する。

規定する者に該当する疑いがあると認めるとときについて準用する。

規定する者は第二項の認定を受けようとする者について、

第五条の三第三項の規定は教習資格認定証について準用する。

は 乱 暴 な 言 動 又 は 他 人 に 対 し 迷 惑 を 及 ぼ す 行 為 を 繰 り 返 し 行 う 等 そ	は 空 氣 統 の 所 持 の 許 可 を 受 け た 者 が 他 人 に 対 す る 著 し く 粗 野 若 し く	6 都 道 府 県 公 安 委 員 会 は 、 第 四 条 第 一 項 第 一 号 の 規 定 に よ る 獣 銃 又	2 5 5 1 4 略	道 府 県 公 安 委 員 会 に 届 け 出 な れ ば な ら な い	府 令 で 定 め る 事 項 を 住 所 地 又 は 法 人 の 事 業 場 の 所 在 地 を 管 轄 す る 都 道 府 県 公 安 委 員 会 に 届 け 出 な れ ば な ら な い	( 実 包 の 所 持 の 状 況 の 届 出 )	九 条 の 五 第 三 項 中 「 教 習 資 格 認 定 証 」 と あ る の は 、「 練 習 資 格 認 定 認 定 」 と 読 み 替 え る も の と す る	項 の 規 定 は 練 習 資 格 認 定 認 定 」 に つ い て 、 第 九 条 の 五 第 三 項 の 規 定 は 前 項 の 認 定 に つ い て 、 第 十 一 条 第 七 項 及 び 第 八 項 の 規 定 は 前 項 の 認 定 を 受 け た 者 が 第 五 条 の 四 第 一 項 だ し 書 に 規 定 す る 者 に 該 当 す る 疑 い が あ る と 認 め る と き に つ い て 準 用 す る 。 こ の 場 合 に お い て 、 第 九 条 の 五 第 三 項 中 「 教 習 資 格 認 定 証 」 と あ る の は 、「 練 習 資 格 認 定 認 定 」 と 読 み 替 え る も の と す る
			2 5 5 1 4 略			( 許 可 の 取 消 し 及 び 仮 領 置 )		

第 十 一 条 都 道 府 県 公 安 委 員 会 は 、 第 四 条 又 は 第 六 条 の 規 定 に よ る 許 可 を 受 け た 者 が 次 の 各 号 の い ず れ か に 該 当 す る 場 合 に お い て は 、 そ の 許 可 を 取 り 消 す こ と が 可 能 性 を 有 す る 。	第 十 一 条 都 道 府 県 公 安 委 員 会 は 、 第 四 条 又 は 第 六 条 の 規 定 に よ る 許 可 を 受 け た 者 が 次 の 各 号 の い ず れ か に 該 当 す る 場 合 に お い て は 、 そ の 許 可 を 取 り 消 す こ と が 可 能 性 を 有 す る 。	( 許 可 の 取 消 し 及 び 仮 領 置 )	第五 条 の 三 第 三 項 の 規 定 は 練 習 資 格 認 定 認 定 」 に つ い て 、 第 九 条 の 五 第 三 項 中 「 教 習 資 格 認 定 証 」 と あ る の は 、「 練 習 資 格 認 定 認 定 」 と 読 み 替 え る も の と す る

12   10 .	11   略	<p>の素行が不良であり、かつ、当該許可を受けたことによつて付近の住民が著しく不安を覚えることとなる等付近の住民の生活の平穏が害されるおそれがあるとしたと認めるとときは、その許可を取り消すことがで きる。</p> <p>都道府県公安委員会は、第一項各号のいずれか又は第二項から前</p> <p>までの事由が発生した疑いがあると認めるときは、警察職員に、許可を受けた者との面接・同居の親族その他の者に対する質問その他の適当な方法により、必要な事項について調査させることができ。六項までの事由が発生した疑いがあると認めるときは、官庁・公共団体その他の者に照会し、又は協力を求めることができる。</p> <p>都道府県公安委員会は、第一項各号のいずれか、第二項から第四項まで又は第六項の事由が発生した疑いがあると認める場合において、他人の生命又は財産に対する危険を防止するため必要があると認めるとときは、第二十七条第一項の規定の適用がある場合を除き、取消し前に置いて、当該許可を受けていた者（当該許可を受けていた者の所在が不明である場合において、同居の親族等があるときは、当該同居の親族等）に対し当該銃砲又は刀剣類の提出を命じ、提出された銃砲又は刀剣類を仮領置することができる。</p> <p>許可が取り消されなかつた場合においては、都道府県公安委員会は、第九項の規定により仮領置した銃砲又は刀剣類を速やかに当該銃砲又は刀剣類を持っていた者に返還しなければならぬ。</p>
-----------	--------	---

9   7 .	8   略	<p>都道府県公安委員会は、第一項各号のいずれか又は第二項から第四項までの事由が発生した場合において、他人の生命又は財産に対する危険を防止するため必要があると認めるときは、第二十七条第一項の規定の適用がある場合を除き、取消し前に置いて、当該許可を受けている者（当該許可を受けている者の所在が不明である場合において、同居の親族等があるときは、当該同居の親族等）に対し当該銃砲又は刀剣類の提出を命じ、提出された銃砲又は刀剣類を仮領置することができる。</p> <p>許可が取り消されなかつた場合においては、都道府県公安委員会は、第九項の規定により仮領置した銃砲又は刀剣類を速やかに当該銃砲又は刀剣類を持ていた者に返還しなければならぬ。</p>
---------	-------	---

第八条第九項及び第十項の規定は、第九項又は第十項の規定により仮領置した銃砲又は刀剣類について準用する。この場合において、同条第九項中「第七項の規定により銃砲又は刀剣類を仮領置した日」とあるのは「許可が取り消された日」と、「前項」とあるのは「第十一条第十一項」と読み替えるものとする。

第十一条の二 都道府県公安委員会は、前条第九項の規定によりけん銃の提出を命ずる場合において、第三条の二第一項第四号の規定により所持することができる当該けん銃に係るけん銃部品があるときは、当該けん銃部品についても提出を命じ、提出されたけん銃部品を仮領置するものとする。

2 都道府県公安委員会は、前条第十項の規定によりけん銃の提出を命ずる場合において、第三条の二第一項第四号の規定により所持することができた当該けん銃に係るけん銃部品があるときは、当該けん銃部品についても提出を命じ、提出されたけん銃部品を仮領置するものとする。

3 ↗ 5 略

(*聴聞の方法の特例*)

第十二条 第十一条第一項から第六項までの規定による処分に係る聴聞を行うに当たつては、その期日の一週間前までに、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第十五条第一項の規定による通知をし、かつ、聴聞の期日及び場所を公示しなければならない。

は、第六項の規定により仮領置した銃砲又は刀剣類を速やかに当該銃砲又は刀剣類を所持していた者に返還しなければならない。

第八条第九項及び第十項の規定は、第六項又は第七項の規定により仮領置した銃砲又は刀剣類について準用する。この場合において、同条第九項中「第七項の規定により銃砲又は刀剣類を仮領置した日」とあるのは「許可が取り消された日」と、「前項」とあるのは「第十一条第八項」と読み替えるものとする。

第十一条の二 都道府県公安委員会は、前条第六項の規定によりけん銃の提出を命ずる場合において、第三条の二第一項第四号の規定により所持することができる当該けん銃に係るけん銃部品があるときは、当該けん銃部品についても提出を命じ、提出されたけん銃部品を仮領置するものとする。

2 都道府県公安委員会は、前条第七項の規定によりけん銃の提出を命ずる場合において、第三条の二第一項第四号の規定により所持することができた当該けん銃に係るけん銃部品があるときは、当該けん銃部品についても提出を命じ、提出されたけん銃部品を仮領置するものとする。

3 ↗ 5 略

(*聴聞の方法の特例*)

第十二条 第十一条第一項から第五項までの規定による処分に係る聴聞を行うに当たつては、その期日の一週間前までに、行政手続法

3 2 略 期日における審理は、公開により行わなければならぬ。	第二十一条の二 略 （譲渡の制限等）	第二十一条の二の二 武器等製造法の武器製造事業者、獵銃等製造事業者若しくは捕鯨用標識銃等販売事業者、捕鯨用標識銃等製造事業者若しくは教習射撃場若しくは練習射撃場を設置する者（次項において「武器製造事業者等」という。）は、銃砲又は刀剣類を譲り渡し、又は許可を受けた者、第八条第六項の措置を執らなければならぬ者又は教習射撃場若しくは練習射撃場を設置する者（次項において「武器製造事業者等」という。）は、銃砲又は刀剣類が譲受人又は借受人に確実に引き渡されるようしなければならない。	2 国家公安委員会及び経済産業大臣は、前項の指針を定め、又はこの措置についての指針を定めるものとする。	第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。
------------------------------------	-----------------------	---	---	---------------------------------------

3 2 略 期日における審理は、公開により行わなければならぬ。	第二十一条の二 略 （譲渡の制限）	第二十一条の二の二 武器等製造法の武器製造事業者、獵銃等製造事業者若しくは捕鯨用標識銃等販売事業者、捕鯨用標識銃等製造事業者若しくは教習射撃場若しくは練習射撃場を設置する者（次項において「武器製造事業者等」という。）は、銃砲又は刀剣類を譲り渡し、又は許可を受けた者、第八条第六項の措置を執らなければならぬ者又は教習射撃場若しくは練習射撃場を設置する者（次項において「武器製造事業者等」という。）は、銃砲又は刀剣類が譲受人又は借受人に確実に引き渡されるようしなければならない。	2 国家公安委員会及び経済産業大臣は、前項の指針を定め、又はこの措置についての指針を定めるものとする。	（平成五年法律第八十八号）第十五条第一項の規定による通知をし、かつ、聽聞の期日及び場所を公示しなければならぬ。
------------------------------------	----------------------	---	---	---

三 一 二 略	第四条の三第二項若しくは第九条の六第三項（第九条の十一第二項において準用する場合を含む。）の規定による打刻命令又は第八条第七項、第九条の八第三項、第九条の十二第二項、第十一
四 略	第九项若しくは第十项、第二十六条第二项若しくは第二十七条第一项の規定による銃砲若しくは刀剑類の提出命令に応じなかつた者
五 第九条の六第二项（第九条の十一第二项において準用する場合を含む。）、第九条の七第四项（第九条の十一第二项及び第十条の八第二项において準用する場合を含む。）、第十条の六の二又は第二十三条の二の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者	

						改正案	
						現行	
2 9 略	五 法 令 に 基 づ き そ の 事 務 又 は 事 業 の た め に 火 薬 類 を 消 費 す る 者	三 ・ 四 略		一 ・ 二 略	（譲渡又は譲受の許可）	第十七条 火薬類を譲り渡し、又は譲り受けようとする者は、経済産業省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならぬ。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。	（譲渡又は譲受の許可）
2 9 略	六 法 令 に 基 づ き そ の 事 務 又 は 事 業 の た め に 火 薬 類 を 消 費 す る 者 が 、 そ の 目 的 で 火 薬 類 を 譲 り 受 け る と き 。	四 ・ 五 略	三 鳥 獸 の 保 護 及 び 狩 獵 の 適 正 化 に 關 す る 法 律 八 十 八 号 ） 第 九 条 第 一 項 の 規 定 に よ る 登 録 を 受 け た 者 が 、 鳥 獸 の 捕 獲 （ 殺 傷 を 含 む 。 ） を す る 場 合 に あ つ て は 、 同 項 に 規 定 す る 從 事 者 証 の 交 付 を 受 け た 者 ） 可 を 受 け た 者 （ 許 可 を 受 け た 者 が 同 条 第 八 項 に 規 定 す る 法 人 で あ る ） であ つ て 装 薬 銃 を 使 用 す る も の 又 は 同 法 第 五 十 五 条 第 一 項 の 規 定 に よ る 登 録 を 受 け た 者 が 、 鳥 獸 の 捕 獲 （ 殺 傷 を 含 む 。 ） を す る と き 。	（譲渡又は譲受の許可）	第十七条 火薬類を譲り渡し、又は譲り受けようとする者は、経済産業省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならぬ。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。	（傍線部分は改正部分）	

( 残火薬類の措置 )

第二十二条 製造業者若しくは販売業者が、第八条若しくは第四十四条の許可の取消しその他の事由により営業を廃止した場合、火薬類を消費する目的で第十七条第一項若しくは第二十四条第一項の規定により火薬類の譲受若しくは輸入の許可を受けた者が、その火薬類を消費し、若しくは消費することを要しなくなつた場合又は第二十五条第一項の規定により火薬類の消費の許可を受けた者がその許可を取り消された場合において、なお火薬類の残量があるときは、は、遅滞なくその火薬類を譲り渡し、又は廃棄しなければならない。相続若しくは遺贈又は法人の合併若しくは分割により火薬類の所有権を取得した者が、その火薬類を消費することを要しなくなつたとき及び鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第五十五条第一項の規定による登録を受けた者であつて装薬銃を使用するものが、登録の有効期間満了の際火薬類を所持する場合において、その満了の日から一年を経過したときも同様である。

( 猿銃用火薬類等の特則 )

第五十条の二 実包又は政令で定める火薬であつて、銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)に規定するけん銃等又は猿銃に専ら使用されるものに関しては、第十七条(第一項第三号を除く。)、第二十四条及び第二十五条中「經濟産業省令」とあるのは、「内閣府令」と、「都道府県知事」とあるのは、「都道府県公安委

( 残火薬類の措置 )

第二十二条 製造業者若しくは販売業者が、第八条若しくは第四十四条の許可の取消しその他の事由により営業を廃止した場合、火薬類を消費する目的で第十七条第一項若しくは第二十四条第一項の規定により火薬類の譲受若しくは輸入の許可を受けた者が、その火薬類を消費し、若しくは消費することを要しなくなつた場合又は第二十五条第一項の規定により火薬類の消費の許可を受けた者がその許可を取り消された場合において、なお火薬類の残量があるときは、は、遅滞なくその火薬類を譲り渡し、又は廃棄しなければならない。相続若しくは遺贈又は法人の合併若しくは分割により火薬類の所有権を取得した者が、その火薬類を消費することを要しなくなつたとき及び鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十五年法律第八十九号)第五十五条第一項の規定による登録を受けた者であつて装薬銃を使用するものが、登録の有効期間満了の際火薬類を所持する場合において、その満了の日から一年を経過したときも同様である。

( 猿銃用火薬類等の特則 )

第五十条の二 実包又は政令で定める火薬であつて、銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)に規定するけん銃等又は猿銃に専ら使用されるものに関しては、第十七条(第一項第四号を除く。)、第二十四条及び第二十五条中「經濟産業省令」とあるのは、「内閣府令」と、「都道府県知事」とあるのは、「都道府県公

員会」と読み替えるものとする。けん銃等、獵銃又は古式銃砲に使用し又は使用させることを目的とする空包、銃用雷管又は政令で定める火薬の譲渡、譲受け、輸入又は消費についても、同様とする。

る。で定める火薬の譲渡、譲受け、輸入又は消費についても、同様とす  
る。安委員会」と読み替えるものとする。けん銃等、獵銃又は古式銃砲に使用し又は使用させることを目的とする空包、銃用雷管又は政令で定める火薬の譲渡、譲受け、輸入又は消費についても、同様とする。